平成２２年（フ）第４７８号
奈良市桂木町14番502号
債務者　髙山登見香
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６８７号
奈良県桜井市大字池之内39番地の６
債務者　山脇　良子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３６３号
神奈川県逗子市桜山６丁目1326番地の117
債務者　黒澤　紀枝
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６２５号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町６番地４
債務者　大島美也子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
神奈川県横須賀市佐原４丁目１番８号
債務者　下山　芳雄
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３６０号
神奈川県横須賀市安浦町２丁目17番地13
債務者　倉田　志穂
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３７７号
神奈川県三浦市初声町下宮田653―７、住民票上の住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田3500番地７
債務者　深瀬　順一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目４番３号
債務者　下山　　彰
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５７３号
和歌山市鳴神1204番地
債務者　角田　能彦
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７０４号
和歌山市梅原316番地　シャトーハイツ303
債務者　松浦　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７２６号
和歌山市西浜２丁目７－１、住民票上の住所和歌山市今福２丁目１番24号
債務者　松元　勇祐
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７２９号
和歌山県有田市初島町浜1541番地の62
債務者　作屋　純子（旧姓榎木）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７３３号
和歌山市三沢町３丁目10番地　三沢第10団地201号
債務者　西村　恵子（旧姓椒）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２９５７号
横浜市港南区下永谷２丁目１番26―405号
債務者　村田　泰男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４２６号
横浜市港南区上永谷６丁目４番25号
債務者　小林万里子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５２６号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目52番25号　ホワイトハイツＴＷＯ―102号
債務者　藤川　大樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６０８号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目６番地13　ライオンズプラザ鶴ヶ峰413号
債務者　上原　尚史
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部